

議事要旨(6) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について、前回の委員会での委員によるコメントについての対応を検討したい旨の説明がなされ、また、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料[審議事項(6)-1、(6)-2 及び(6)-3]に基づき、主なコメントに対する対応を中心に詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見及び質問と、それに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

論点 1: リース取引の契約内容が変更された場合の会計処理等を本実務対応報告で明示するか

- ある委員より、契約内容が変更された場合の会計処理等に係る審議の実施及び公開草案の公表等を経た後に一体として実務対応報告を公表する案（以下、「2-1 案」）及び事務局の提案（リース取引の契約内容が変更された場合の会計処理等が含まれていない実務対応報告をまずは公表し、契約内容が変更された場合の会計処理等に係る部分については、別途審議した後に追加的に取扱いを明示するという案（以下、「2-2 案」））のいずれにも反対であるとの意見が示された。さらに、同委員より、2-2 案を採用すると、どのくらいの時間がかかるのかが懸念であり、国際的な会計基準で示されている契約内容が変更された場合の会計処理等を実務対応報告でまず公表し、その後、契約内容が変更された場合の会計処理等を網羅的に検討するというフェーズに移るという案が適切であると考えているとの意見が示された。

これに対し事務局からは、国際的な会計基準に契約内容が変更された場合の取扱いが記載されているものの、固定リース料を前提としていることから、それを参考に会計処理等を示すとしても、本リース・スキームで想定される変動リース料の場合の契約内容の変更時の会計処理等を示すことができないとの回答がなされた。また、事務局から、契約内容が変更された場合の会計処理等を実務対応報告で示すに当たっては、取扱う範囲、ファイナンス・リースかどうかの再判定を行う時点、契約内容時の会計処理などといった論点を網羅的に検討することが必要であると考えており、検討には一定の時間が必要であると考えているため、2-2 案を提案しているとの回答がなされた。

- ある委員より、スケジュール感、契約変更の発生の程度、デュー・プロセスという 3 つの点を比較考量した結果、事務局の提案（2-2 案）に賛成したいとの意見が示された。
- ある委員より、本実務対応報告の特徴は、ファイナンス・リース取引の判定で変動リ

リース料を考慮するという点にあり、本リース・スキームの内容から、契約内容の変更が起きるのは変動リース料のほうが固定リース料より可能性が高いと思われるとの意見が示された。さらに、同委員より、実際の契約内容の変更が起きるまでにはある程度の時間的な余裕があると思われることから、2-2 案に賛成であるとの意見が示された。

- ある委員より、国際的な会計基準においても、変動リース料の会計上の取扱いに関する具体的な規定はほとんどなく、実務ではいくつかの会計処理が見られるものの、実務対応報告という性質上、本リース・スキームに適合する会計処理を示したほうがいいため一定の検討が必要になると考えられるとの意見が示された。さらに、同委員より、将来的に必要なに応じて追加的な対応を行うにしても、実際に必要が生じてから追加的な対応を行うのは難しいと考えられることから、契約内容が変更された場合の会計処理等を示すという対応が後で起きないような形にできるのであれば 2-2 案でもよいのではないかと考えているとの意見が示された。
- ある委員より、論点 1 について、導入支援契約が取り消される一方で、契約内容が変更されたリース契約が継続するケースもありうるので、リース料が変動リース料の場合などにおいて、このようなケースも検討すべき契約内容の変更の対象として整理する必要があると思うとの意見が示された。

論点 2：借手がリース料総額の現在価値の算定に用いる割引率

- ある委員より、借手がリース料総額の現在価値の算定に用いる割引率として、本リース・スキームで借手に通知される貸手の計算利率は、第三者委員会の審査や会計監査を経ることもあり、割引率として不適切であることは考えにくいことから、借手に通知される貸手の計算利率をそのまま用いてもいいのではないかと意見が示された。
- ある委員より、貸手の計算利率が不当に過大ではないことについて第三者委員会の審査を経ることから、貸手の計算利率を借手がリース料総額の現在価値の算定に用いる割引率としてそのまま用いることができない旨を明記することは必要ないと考えているとの意見が示された。

論点 3：本実務対応報告の結論の背景に将来的に必要なに応じて追加的な対応を行う可能性があることを明記することの可否

- ある委員より、論点 3 について、論点 1 との関係で将来的に必要なに応じて追加的な対応を行う可能性があるという明記が必要という議論はあるが、新しいスキームから追加的な対応を行う可能性が発生するのは、他の会計基準や実務対応報告でも同じ場合があるから、当該明記が本当に必要なのかももう一度考えた方がいいとの意見が示された。

これに対し事務局からは、契約内容の変更のほかには、公開草案に寄せられたコメントの中でも指摘されているように、本リース・スキームの特徴を利用して会計ルールが悪用がなされる可能性もあり得ることから、結論の背景に当該明記を行っているものであるが、論点 1 の関連で契約内容が変更された場合の会計処理等を実務対応報告で明示するのであれば、論点 3 での当該明記の重要性は低下するため、他の委員の意見も聞きながら検討したいとの回答がなされた。

最後に、小野委員長より、論点 1 について、事務局の提案（2-2 案）を前提に作業を進めてよいかどうかの確認がなされ、委員からの特段の異論は示されなかった。

以 上